

第6章

所得階層別租税負担の計量分析

—— 1989年度税制改革の場合 ——

1 序

今回（1989年度）の税制改革の主要な特徴は、(1)所得税，住民税，法人税を中心とする減税，(2)既存間接税の統廃合および，(3)消費税の導入による増税である。この税制改革の経済主体，特に家計に与えるミクロ的な影響を分析するためには，所得税，住民税減税および，消費税導入が家計に与える影響の数量的把握を行う必要がある。所得税，住民税減税については，所得階層別に税負担のモデル計算を行い減税の効果をみ，消費税導入については，産業連関分析の手法を用いた所得階層別の税負担をみる。そして両者のネットの効果を検討するというのがこれまでの基本的な研究のスタイルである（本間・齊藤・跡田・橋本（1988），本間・跡田（1989），静岡大学（1988））。他方，マクロ計量モデルを用いた税制改革の分析としては，森口親司（森口他（1980），（1986））を中心とする一連の業績がある。

しかし，本間教授他の研究スタイルは，税制改革のミクロ的影響を詳細に検討するには有力な方法であるが，税制改革が日本経済の成長経路に及ぼす影響を時系列的に把握することができないという点で静態的である。一方，森口教授他の研究スタイルは，税制改革のマクロ経済に与える影響を時系列的に把握するという点では動態的で有効な分析方法であるが，マクロ経済と整合的な意味でのミクロ的影響を把握することがその性格上難しい。本研究の目的は，これらの研究業績を総合した計量モデルを構成することにより，税制改革のマクロ・ミクロ両面にわたる影響を整合的に把握することである。

さて，われわれはすでにマクロ計量モデルと産業連関モデルを連動させた中期財政モデル（以下では KU-FIT モデルと略称）を開発している（稲田・

藤川・玉岡 (1988))。その特徴は、以下の通りである。

- (1) 財政セクターが非常に詳細である。すなわち、中央政府では一般会計、地方政府では普通会計の歳入・歳出の各項目がほぼ内生化され国民経済計算 (SNA) の一般政府の収入・支出項目に運動できるようにデザインされている。
- (2) モデルにおける制度部門は、SNA の各制度部門に対応し、さらに所得支出勘定、資本調達勘定がこれらの制度部門ごとに設けられている。
- (3) 金融セクターでは各金融資産が制度部門別に、活動変数および収益率で決定される。したがって税制変化に伴う限界税率の変化は収益率に影響を与え、金融資産の構成に変化をもたらす。
- (4) 既存間接税の統廃合以外に付加価値税が導入された場合、そのマクロ経済に与える影響が把握できるように、選択的にモデルに組みこむことのできる付加価値税セクターが設けられている。

そこで、本研究では、マクロモデルおよび産業連関モデルから内生的に決まってくる変数の情報 (賃金俸給、財産所得、社会保障給付・負担、国民医療費、既存間接税および消費税) を、今回新たに開発した家計税負担ブロックと統合し、家計の所得階層別の税負担を計算した結果を報告する。上記のように、今回のわれわれのモデルの特徴は、税制改革の経済主体に与えるミクロの影響を、マクロ計量モデルと連結して総合的に把握できるところにある。

以下、第2節では KU-FIT モデルの特徴を概説し、第3節では家計の所得階層別税負担を決定する家計税負担ブロックの内容を提示する。その際、特にこのブロックとマクロモデルとの関連および、税制改革の経済主体に与える影響を測る尺度が詳説される。第4節では、実際に今回の税制改革をモデル上でどのように表現するかの方法について述べる。最後の第5節では、第4節で述べた税制改革シミュレーションを行い、税制改革が所得分配にどのような影響を与えるかという点に留意して税制改革の性格を検討する。

2 モデルの概要

2.1 KU-FIT モデル 我々のモデル (KU-FIT) は、第1表のようにA～Iの9つのセクターにわかれている。A～Hはマクロモデルを構成する部分であり、Iは付加価値税導入の影響を分析する際にモデルに組みこまれる

第1表 モデルの概要

-
- A. 財政セクター
 - a. 一般会計ブロック
 - b. 普通会計ブロック
 - c. 社会保障ブロック
 - d. 一般政府ブロック
 - B. 国民総支出セクター
 - a. 実質国民総支出ブロック (80年価格)
 - b. 名目国民総支出ブロック
 - C. 所得分配・資本調達セクター
 - a. 国民所得ブロック
 - b. 制度部門別所得支出勘定ブロック (一般政府以外)
 - c. 制度部門別資本調達勘定ブロック (一般政府以外)
 - D. 賃金・物価セクター
 - E. 雇用・生産セクター
 - F. ストックその他のセクター
 - G. 国際収支セクター
 - H. 金融セクター
 - I. 付加価値税セクター
-

セクターであり、必要に応じてスイッチする(モデルの方程式体系については稲田・藤川・玉岡(1988)参照)。

A. 財政セクターは、4つのブロックに分かれている。a. 一般会計ブロックでは、中央政府一般会計の歳出項目と歳入項目が扱われている。歳出項目では義務的経費にあたる項目は内生化されており、それ以外の経費は外生扱いとなっている。歳入項目では所得税が総合課税分、分離課税分に分けて相当詳しく説明されており、既存間接税についてもそのほとんどが内生化されている。b. 普通会計ブロックでは、地方政府普通会計の歳出項目と歳入項目が扱われている。歳出項目は目的別経費ごとにほとんどの項目が内生化されている。歳入項目でもほとんどの項目が内生化されており、特に地方交付税、地方譲与税、国庫支出金などを内生化することにより、中央財政と地方財政のつながりをみることができるようになっている。c. 社会保障ブロックでは、年金、医療関係を中心とした社会保障給付、社会保障負担および社会扶助金が内生化されている。d. 一般政府ブロックでは、SNAの一般政府を構成する中央政府、地方政府、社会保障基金の3部門の活動の説明が行われている。上記a, b, cは政府会計のデータに基づくモデルである。これに対し、このブロックはこれとSNAデータに基づくモデルへ転換する部分であ

る。したがって、このブロックはマクロモデルの他のセクターと連結するとともに、財政セクター内の他のブロックから情報を受け取っている。すなわち、中央政府、地方政府の財政活動がマクロ経済に与える影響、また逆にマクロ経済が財政に与える影響をみることができる。

B. 国民総支出セクターでは、最終需要を構成する各項目が実質・名目両面で説明されている。

C. 所得分配・資本調達セクターでは、まず a. 国民所得ブロックで国民所得を構成する各項目が説明され、次に b. 制度部門別所得支出勘定ブロックで一般政府以外の民間法人企業、公的企業、対家計民間非営利団体、家計の4主体の所得支出勘定が説明されている。最後に c. 制度部門別資本調達勘定ブロックではこれら4主体の資本調達勘定が説明されている。

D. 賃金・物価セクターでは、各種のデフレーターが内生化されているが、それぞれ税抜きデフレーターと税込みデフレーターの2種があり、付加価値税セクターからの情報を受けることができるようになっている。

E. 雇用・生産セクターでは、生産能力、雇用、失業関係の変数が内生化される。

F. ストックその他のセクターでは、貯蓄、資本、純固定資産、在庫、純金融負債などのストック関連の変数が説明されている。

G. 国際収支セクターでは、IMF ベースでの総合収支を形成する項目が説明され、財の輸出入については通関ベースの値との接合がはかれる。

H. 金融セクターでは、SNA の金融資産・負債残高表に基づいて、非金融民間法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の5経済主体の資産選択を考えている。このうち内生化されるのは主として家計および非金融民間法人企業の資産選択である。また資産選択の対象となるのは現金通貨（現金通貨+要求払預金）、定期性預金、長期国債、地方債、株式、貸出、その他の資産および金融純資産の8種類である。

最後に I. 付加価値税セクターは、産業連関表からなるセクターで、付加価値税導入の各産業の生産物価格に与える影響とともに政府の付加価値税収が決まることによって、マクロモデルの他のセクターに連動するようになっている。

2.2 所得税・住民税の取り扱い さて財政セクターの中で重要な役割を果たしている所得税，住民税のモデルにおける取り扱いを詳しく説明しよう。

所得税は『国税庁統計年報書』においては，申告分と源泉分に分けて報告されているが，われわれは少額貯蓄非課税制度（いわゆる「マル優」）等の問題を扱うために所得税を総合課税分（*THT*）と分離課税分（*THS*）に分離した。そして収納済みの所得税額（*THGB*）は総合課税分と分離課税分の和から税額控除（*DETH*）を差し引くことによって求められる。

$$(1) \quad THGB = THT + THS - DETH$$

現行所得税制は総合課税を原則としており，給与所得，事業所得，利子・配当所得等の各種の所得を合算して各種の所得控除を行った課税所得（*YHTGB*）に対して超過累進税率を課している。しかし，利子・配当所得については選択的に分離課税の適用を受けることが認められている。

利子所得の源泉分離課税分については，『国税庁統計年報書』の用語に従えば，一般分¹⁾には，課税対象部分と源泉分離選択分がある。一方，配当所得の分離課税分については源泉分離選択分があるのみである。これら利子・配当所得の源泉分離課税分を含む『国税庁統計年報書』の源泉所得税の税額を *SNA* における利子・配当所得を用いて説明すると，利子については，

$$\text{利子分離課税額} = \text{一般分のうち課税対象部分} + \text{利子源泉分離選択分}$$

$$(2) \quad \begin{aligned} THSINT &= RTYINT1 * (1 - RSYINT) * \\ &\quad (1 - RMARU) * RYINTH * YINTHR \\ &\quad + RTYINT2 * RSYINT * (1 - RMARU) * \\ &\quad \quad RYINTH * YINTHR \end{aligned}$$

THSINT：利子分離課税額

RTYINT1：利子源泉税率（一般分）

RTYINT2：利子源泉分離税率（選択分）

RSYINT：源泉分離選択利子所得比率（源泉分離選択利子所得/課税利子所得）

RMARU：「マル優」比率（少額預金等の非課税部分/国税庁利子所得）²⁾

RYINTH：国税庁利子所得変換比率（国税庁利子所得/*SNA* 家計利子受取）

$YINTHR$: SNA 家計利子受取

配当については,

配当分離課税額 = 配当一般課税分 + 配当源泉分離選択分

$$(3) \quad THSDIV = RTYDIV1 * (1 - RSYDIV) * RYDIVH * YDIVHR \\ + RTYDIV2 * RSYDIV * RYDIVH * YDIVHR$$

$THSDIV$: 配当分離課税額

$RTYDIV1$: 配当源泉税率 (一般分)

$RTYDIV2$: 配当源泉分離税率 (選択分)

$RSYDIV$: 源泉分離選択配当所得比率 (源泉分離選択配当所得/課税配当所得)

$RYDILH$: 国税庁配当所得変換比率 (国税庁配当所得/SNA 家計配当受取)

$YDIVHR$: SNA 家計配当受取

と表現できる。

1988年度よりマル優が廃止されたが、われわれのモデルでは(2)式のパラメタである $RTYINT1$, $RTYINT2$, $RSYINT$, $RMARU$, $RYINTH$ を変えることによりマル優の廃止を表現できる。

次に SNA ベースの総合課税所得 ($YHTGB$) は給与所得, 事業所得等の所得と利子・配当所得のうち総合課税にまわされる所得の合計から各種の所得控除を差し引いて求められる。

$$(4) \quad YHTGB = YW + YINDA + YINDO \\ + RTSYINT * (1 - RSYINT) * (1 - RMARU) * \\ RYINTH * YINTHR \\ + RPYDIV * (1 - RSYDIL) * RYDIVH * YDILHR \\ + YRENTHR - DEHGB$$

YW : 雇用者所得 (賃金・俸給)

$YINDA$: 個人企業所得 (農林水産業)

$YINDO$: 個人企業所得 (その他の産業)

$RTSYINT$: 利子所得総合課税選択比率

$RPYDIV$: 配当所得総合課税選択比率

$YRENTHR$: 家計賃貸料受取

$DEHGB$: 所得控除額 (所得税課税最低限平年度分 : 夫婦子供 X 人)

$DEHGB = ADEHGB * NOF / 100$ (ただし, $ADEHGB$: 一世帯平均
課税最低限平年度分 NOF : 世帯数)

この課税所得に平均税率を乗じたものが所得税総合課税分である。

$$(5) \quad THT = RTHGB * YHTGB / 100$$

平均税率 ($RTHGB$) の内生化は次のようにして行った。平均税率は納税者 (NOT) 1人あたりの課税所得の増加関数と考え、その1次関数で表わした。また税制が変化しても、1人あたりの課税所得の係数 α は一定とし、税制の変化に伴って定数項 $RTHGB1$ のみが変わると仮定する。

$$(6) \quad RTHGB = RTHGB1 + \alpha * (YHTGB / NOT)$$

(5)式に(6)式を代入すると

$$(7) \quad THT / NOT * 100 = RTHGB1 * (YHTGB / NOT) \\ + \alpha * (YHTGB / NOT)^2$$

という平均税率関数が得られる。この式を推定する際に、課税最低限の変更、税率表の変更等があった期間についてはダミー処理を施している。そうして推定された第2項の係数 α の値は0.11943であり、これを(6)式に代入することにより、 $RTHGB1$ のシリーズが得られる。実際の推定結果は次の通りである。

$$(8) \quad THT / NOT * 100 = 12.4431 * DUM65 * \#X \\ (4.48) \\ + 14.0599 * DUM6669 * \#X \\ (11.12) \\ + 13.5384 * DUM7073 * \#X \\ (15.30) \\ + 10.1796 * DUM7483 * \#X \\ (9.12) \\ + 0.11943 * \#X^2 + 12.089 * DUM8485 \\ (2.10)$$

$$R2[ADJ] = 0.985 \quad S.E = 11.429 \quad D.W = 1.441 \quad (1965-85)$$

$$\#X = YHTGB / NOT$$

括弧内の数字は t -値, $R2[ADJ]$ は自由度修正済み決定係数, $S.E$ は標準誤差, $D.W$ はダービン=ワトソン比, (1965-85)は計測期間(年度)を示す。

納税者数については課税前1人あたり所得と1世帯あたりの課税最低限によって説明した。

$$(9) \quad NOT/N = 0.48346 + 0.010631 * (YHTGB + DEHGB) / N \\ \quad \quad \quad (19.89) \quad \quad (4.47) \\ \quad \quad \quad - 0.00006033 * ADEHGB - 0.1330 * DUM6569 \\ \quad \quad \quad (1.57) \quad \quad (8.43)$$

$$R2[ADJ] = 0.969 \quad S.E = 0.0196 \quad D.W = 1.973 \quad (1965-85)$$

N : 就業者数

そして(7)を納税者1人あたりの課税所得で微分することにより所得税限界税率($MRTHGB$)を求めることができる。

$$(10) \quad MRTHGB = RTHGB1 + 2 * 0.11943 * (YHTGB / NOT)$$

個人住民税($THLB$)についても所得控除額の大きさ($DEHLB$), 課税標準が前年度の所得($YHTLB[-1]$)である点を除いては, 所得税の総合課税分と同じ扱いをした。ここで用いる個人住民税は道府県民税と市町村民税の個人均等割分と所得割分の合計である。個人住民税は所得税と同様に課税所得に平均税率を乗じたものである。

$$(11) \quad THLB = RTHLB * YHTLB[-1] / 100$$

所得税の場合と同様に, 個人住民税の課税ベースは(12)式のように表現できる。

$$(12) \quad YHTLB = YW + YINDA + YINDO \\ \quad \quad \quad + RTSYINT * (1 - RSYINT) * (1 - RMARU) * \\ \quad \quad \quad RYINTH * YINTHR \\ \quad \quad \quad + RPYDIV * (1 - RSYDIV) * RYDILH * YDIVHR \\ \quad \quad \quad + YRENTHR - DEHLB \\ \quad \quad \quad DEHLB = ADEHLB * NOF / 100$$

$DEHLB$: 個人住民税課税最低限

$ADEHLB$: 住民税1世帯平均課税最低限平年度分。

個人住民税の平均税率($RTHLB$)も所得税の場合と同様の方法で推計できる。

$$(13) \quad RTHLB = RTHLB1 + 0.18923 * YHTLB [-1] / NOT$$

$$(14) \quad \begin{aligned} THLB / NOT * 100 = & 2.0122 * DKM6669 * \#X \\ & (4.04) \\ & + 2.4632 * DUM7073 * \#X \\ & (6.02) \\ & + 0.9621 * DUM7484 * \#X \\ & (1.82) \\ & + 2.0653 * DUM85 * \#X + 0.18923 * \#X^2 \\ & (3.24) \qquad (8.23) \end{aligned}$$

$$R2 [ADJ] = 0.982 \quad S.E = 6.945 \quad D.W = 2.522 \quad (1966-85)$$

$$\#X = YHTLB [-1] / NOT$$

(14)式からわかるように、納税者1人あたりの課税所得の係数は0.18923であり、これを用いて(13)式から $RTHLB1$ のシリーズが決まる。

また個人住民税の限界税率も(14)式を用いて所得税と同様にして決まる。

$$(15) \quad MRTHLB = RTHLB1 + 2 * 0.18923 * YHTLB [-1] / NOT$$

以上のようにして推計された所得税と住民税の限界税率の和が総合限界税率 ($MRTH$) と定義され、重要なマクロ変数である家計消費 (CPH) の限界消費性向に影響を及ぼす。(16)式がそれで、税制を考慮した税引き後の実効金利 ($\#X2$) の変動が限界消費性向に与える影響をみることができる。

$$(16) \quad \begin{aligned} CPH = & 5819.997 + 0.60375 * \#X1 - 0.001222 * \#X2 * \#X1 \\ & (0.96) \qquad (6.85) \qquad (0.25) \\ & + 0.091894 * KSH [-1] / PCPH * 100 \\ & (3.99) \end{aligned}$$

$$R2 [ADJ] = 0.988 \quad S.E = 2410.0 \quad D.W = 0.617 \quad (1971-85)$$

$$\#X1 = YDH / PCPH * 100$$

$$\begin{aligned} \#X2 = & INRD * [1 - \{MRTH / 100 * RTSYINT * (1 - RSYINT) \\ & + RTYINT1 * (1 - RSYINT) \\ & + RTYINT2 * RSYINT\} * (1 - RMARU) * RYINTH] \end{aligned}$$

YDH : 家計可処分所得 $PCPH$: 家計最終消費支出デフレーター

$INRD$: 定期預金金利 KSH : 家計貯蓄残高

2.3 付加価値税の取り扱い さて、次に付加価値税をモデルで取り扱う

前にその主要な特徴を述べておく。現在わが国で実施されている消費税は、売上高控除法 (Subtraction Method あるいは Account Method) の付加価値税である。これは現在 EC 諸国を中心に幅広く用いられている税額控除法 (Tax Credit Method あるいは Invoice Method) の付加価値税とは異なり、課税標準が各事業者の「売上－仕入」になっている³⁾。そして税額控除法の付加価値税と同様、免税、投資財税額即時控除、国境税調整などの諸制度が考えられている。

免税制度とは政策的な配慮から特定の産業や業者を付加価値税制度の制度外におくものであり、免税産業や免税業者には納税義務はない。また売上高控除法の付加価値税では、課税標準が各事業者の「売上－仕入」になっており、しかも納税義務額を帳簿上で計算するから、課税業者は免税業者から仕入れても同様に売上から仕入として差し引けるので、税額控除法の付加価値税の下で免税業者が取引の中間段階に存在したときに起こる課税の累積現象 (pyramiding effect) は起こらない。

投資財税額即時控除とは課税業者が他業者から商品を購入するとき、購入商品が当該業者にとって投資財であっても、原材料などと同様に一括して課税標準から差し引ける制度である。これは消費税がまさに消費型の付加価値税であるゆえんである。

国境税調整制度とは輸出入品について付加価値税の取り扱いを調整するものである。具体的には仕向地主義 (destination principle) と原産地主義 (origin principle) の2つが考えられているが、消費税は仕向地主義の付加価値税であるから、輸出売上は課税標準には入らず、輸出品に対応する仕入に含まれている付加価値税は還付される。国内売上用の仕入も輸出売上用の仕入も結局課税標準から差し引けるから、課税標準は「国内売上－仕入合計」になる。

さて、これら諸制度の存在を考慮して売上高控除法の付加価値税を産業連関分析の手法を用いて表現すると、各産業の税抜き価格(17)式は、(18)式で示されるような税込み価格になる⁴⁾。ただし、第 i 産業が免税産業であり、第 j 産業に適用される税込み税率は τ_j とする。

$$(17) \quad P = (I - A')^{-1} V$$

$$(18) \quad P = [I - A' - [\tau](I - A' - [e] - B')^{(a)}]^{-1} V$$

ただし

P : 産業別価格ベクトル A : 投入係数行列
 V : 産業別付加価値率ベクトル I : n 次の単位行列
 $'$ は行列の転置 $[t]$: 税込み税率行列 $[e]$: 輸出係数行列
 $[I - A' - [e] - B']^{(i)}$: $[I - A' - [e] - B']$ の第 i 行がすべてゼロの行列
 $B = [B_{ij}]$: 投資係数行列 (産出量 1 単位当たり)

である。

KU-FIT においては、マクロモデルと産業連関モデルは相互に関連しあっている。マクロモデルにおいて、消費、投資、政府支出、輸出、輸入などの最終需要の各項目と既存間接税、補助金、減価償却、賃金、営業余剰などの産業連関表における付加価値を構成する項目が決定される。最終需要の各項目が決まれば投入・産出の関係より産業連関表ベースでの各産業の生産額が決まる。また既存間接税、補助金、減価償却、賃金、企業所得などの値が決まれば産業連関表の付加価値の部分にこれらの値を代入することにより、付加価値税導入前、導入後における各産業の価格を求めることができる。さらに各産業の生産額と価格をもとに、各産業の付加価値税納税義務額が決まる。ただし、マクロモデルで決まった最終需要の各項目と既存間接税、補助金、減価償却、賃金、企業所得などの値を産業連関表の産業別付加価値額に変換する際には産業連関表作成時 (80 年) の構成比でもって各産業に割り振った。

このようにマクロモデルで決定された値を代入することにより、産業連関モデルで産業ごとの納税義務額、税抜き価格、税込み価格が計算され、産業全体でアグリゲートすることにより付加価値税収合計、税抜き価格に対する税込み価格の値 ($RTVAT$ 等) が決まる。付加価値税収合計は、マクロモデルの財政セクターに投げ返され国税の間接税項目を形成するとともに、地方交付税および地方譲与税として地方政府にも回される。 $RTVAT$ 等の値は価格上昇率のパラメタとして賃金・物価セクターに送られ、マクロモデルで決まる税抜き価格体系にこの価格上昇率のパラメタを乗じることにより税込み価格体系が決定され、マクロモデルの他のセクターに波及することになる。

3 家計税負担ブロック

税制改革の家計に与えるミクロ的影響をみるために、われわれは、KU-FITに新たに家計税負担ブロックを付加した。このブロックでは、主として『家計調査年報』（以下『家計調査』と略す）のデータを用いて所得税・住民税・間接税等の税負担を所得階層別に把握する。その際、税負担を決定する主要な変数は、マクロモデルの情報を用いて決定されるため、税制改革のミクロ的影響を時系列的に把握することができるという特徴を有している。以下、本節で順をおってその特徴を説明していこう。

3.1 所得税・住民税の計算 所得階層別の所得税および住民税を決定する場合、まず課税所得と税率表が必要である。第1図からわかるように、課税所得は課税前所得から諸控除を差し引いて決定されるが、家計税負担ブロックでは、マクロモデルの変数を用いて以下のようにして変換される。

(1) 経常および他の経常収入

課税前所得の第1の構成要素である経常収入を代表するものとして、『家計調査』の所得階層別の勤め先収入(YH_j^t)を用いた。所得階層別の勤め先収入は、マクロモデルの賃金・俸給(1人当りの年間雇用者所得)から変換して求められる。すなわち基準年(1986年)の『家計調査』の勤め先収入のデータを初期値とし、マクロモデルで決まる賃金・俸給の伸び率で延長することにより、予測期間の勤め先収入のシリーズが決まる。ただし、所得階層別の勤め先収入はどの階層でもマクロ変数と同一の率で変化すると仮定した。つまり階層別の所得分布の形を一定とし、平均のみが変化すると考えたのである。

$$(19) \quad YH_j^t = YH_{86}^j * WAGE_t / WAGE_{86}$$

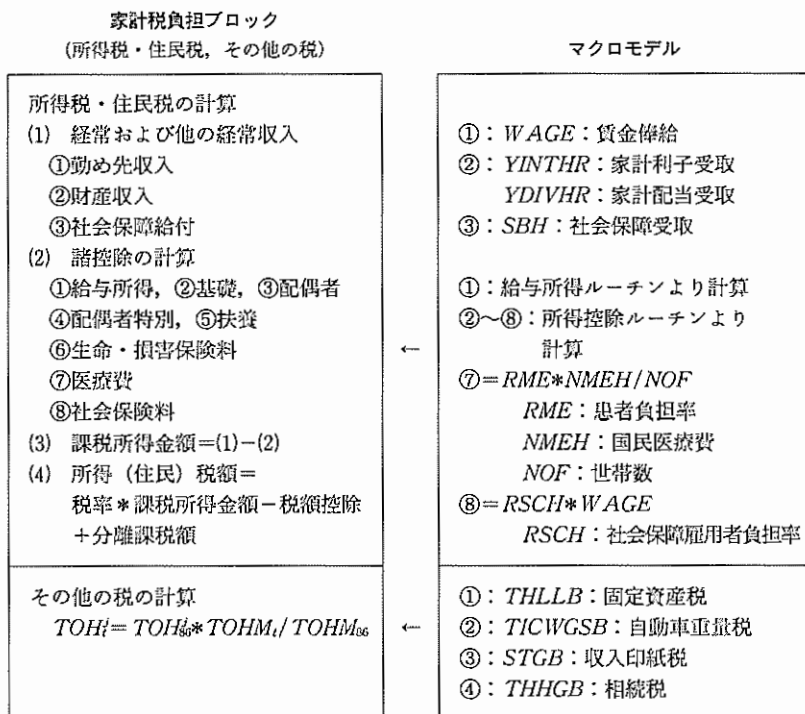
YH_j^t : 第 t 期の第 j 所得階層の勤め先収入

YH_{86}^j : 基準年次の第 j 所得階層の勤め先収入

$WAGE_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の賃金・俸給

$WAGE_{86}$: 基準年次の賃金・俸給

課税前所得の第2の構成要素である他の経常収入は、主として財産収入お



第1図 マクロモデルと家計税負担ブロックの関係

よび社会保障給付からなる。『家計調査』の財産収入は主として預貯金利子、株式配当金および家賃等からなるが、われわれは利子 ($INTHR_i^j$) と配当所得 ($DIVHR_i^j$) を内生化した。まず、『家計調査』に付帯して行われる『貯蓄動向調査』の「勤労者世帯年間収入階級別貯蓄および負債の一世帯当り現在高」を用いて、収入階級別に基準年の利子収入および配当収入を求めた。基準年の利子収入については、収入階級別貯蓄残高 (KS^j) に通貨性預金金利と定期性預金金利の加重平均 ($INRDW$) を乗じて計算した。マクロモデルで決る家計の利子受取 ($YINTHR$) の伸び率を、基準年の利子収入に乗じて『家計調査』ベースの利子収入に変換した。

$$(20) \quad INTHR_i^j = INTHR_{86}^j * YINTHR_i / YINTHR_{86}$$

$INTHR_i^j$: 第 i 期の第 j 所得階層の利子収入

$INTHR_{86}^j$: 基準年次の第 j 所得階層の利子収入

$YINTHR_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の利子受取

$YINTHR_{86}$: 基準年次の利子受取

基準年次の配当収入については、『貯蓄動向調査』ベースの収入階級別株式保有残高 (KEQ^j) に株価収益率 ($INREQ$) を乗じて求めた。その基準年の配当収入が決まるとマクロモデルの家計の配当受取 ($YDIVHR$) の伸びをこれに乗じて『家計調査』ベースの値に変換した。

$$(21) \quad DIVHR_t^j = DIVHR_{86}^j * YDIVHR_t / YDIVHR_{86}$$

$DIVHR_t^j$: 第 t 期の第 j 所得階層の配当収入

$DIVHR_{86}^j$: 基準年次の第 j 所得階層の配当収入

$YDIVHR_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の配当受取

$YDIVHR_{86}$: 基準年次の配当受取

他の経常収入の一つである社会保障給付はマクロモデルから与えられる社会保障給付 (SBH) を世帯数 (NOF) で除した 1 世帯当りの社会保障給付 ($SBPF$) を『家計調査』ベースの社会保障給付 (SB) に変換して内生化した。

$$(22) \quad SB_t^j = SB_{86}^j * SBPF_t / SBPF_{86}$$

SB_t^j : 第 t 期の第 j 所得階層の社会保障給付

SB_{86}^j : 基準年次の第 j 所得階層の社会保障給付

$SBPF_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の社会保障給付

$SBPF_{86}$: 基準年次の社会保障給付

(2) 諸控除の計算

(1) で決まった勤め先収入から給与所得ルーチンを通じて各所得階層別の給与所得控除 ($DEYH_t^j$) を計算する。

基礎控除 (DEB_t^j)、配偶者控除 (特別を含む) ($DESB_t^j$)、および扶養控除 ($DESP_t^j$) については各所得階層別の世帯人員と各控除額を勘案して計算した。医療費控除はマクロモデルの国民医療費 ($NMEH$) に患者負担率 (RME) をかけて世帯数 (NOF) で除した 1 世帯当りの患者医療負担額 (ME) を『家計調査』ベースの医療費 (M) に変換して医療費支出を内生化した。

$$(23) \quad M_t^j = M_{86}^j * ME_t / ME_{86}$$

M_t^j : 第 t 期の第 j 所得階層の医療費支出

M_{j0} ：基準年次の第 j 所得階層の医療費支出

ME_t ：マクロモデルで決まる第 t 期の患者医療負担額

ME_{00} ：基準年次の患者医療負担額

こうして得られた値を用いて医療費控除ルーチンで医療費控除を計算した。

同様に社会保険料についてもマクロモデルで決まる賃金・俸給に社会保障雇用者負担率を乗じて、さらに世帯数で除した1世帯当りの社会保障負担 (SCHP) を計算した。これを『家計調査』ベースの社会保険料に変換し、各所得階層の社会保険料に内生化した。この社会保険料は全額所得から控除される。

$$(24) \quad SC_t^j = SC_{00}^j * SCHP_t^j / SCHP_{00}^j$$

SC_t^j ：第 t 期の第 j 所得階層の社会保障雇用者負担

SC_{00}^j ：基準年次の第 j 所得階層の社会保障雇用者負担

$SCHP_t^j$ ：マクロモデルで決まる第 t 期社会保障雇用者負担

$SCHP_{00}^j$ ：基準年次の社会保障雇用者負担

(3) 課税所得金額および所得税額、住民税額の計算

(2)で求めた諸控除を(1)の給与収入、財産収入および社会保障給付の合計から差し引くことにより、課税所得金額 (YHT) が計算される。第 j 所得階層の課税所得金額は所得税額算定ルーチンで算出税額に変換され、第 j 所得階層の税額控除 (DTH^j)⁵⁾を差し引くことにより第 j 所得階層の所得税 (総合課税分) 額が、さらに第 j 所得階層の所得税の分離課税分 (TSH^j) を加えることによって所得税額が決まる。この税額を『家計調査』ベースの「勤労所得税」(TLH^j) に対応させる。

$$(25) \quad TLH_t^j = T_t^j * YHT_t^j - DTH_t^j + TSH_t^j$$

TLH_t^j ：第 t 期の第 j 所得階層の所得税額

T_t^j ：第 t 期の第 j 所得階層に適用される実効税率 (所得税)

$YHT_t^j = YH_t^j + INTHR_t^j + DIVHR_t^j + SB_t^j$

$- (DEYH_t^j + DEB_t^j + DESB_t^j + DESP_t^j + M_t^j + SC_t^j)$

：第 t 期の第 j 所得階層の課税所得金額 (所得税)

DTH_t^j ：第 t 期の第 j 所得階層の税額控除 (所得税)

TSH_t^j ：第 t 期の第 j 所得階層の分離課税額 (所得税)

なお利子所得と配当所得にかかる分離課税分はマクロモデルの分離課税を定義した際のパラメータを用いて表現すると(26)式のようになる。ただし、利子所得の分離課税分については、マル優廃止までは全額所得税収(国税)となるが、それ以降は税収の75%は国税収入となり、残りの25%は住民税として地方に配分される。

$$(26) \quad TSH^j = R1*(RTYINT1*(1-RSYINT) \\ + RTYINT2*RSYINT)*(1-RMARU)*INTHR_i^j \\ + (RTYDIV1*(1-RSYDIV) \\ + RTYDIV2*RSYDIV)*DIVHR_i^j$$

R1: 利子分離課税額のうち所得税収となる比率(1987年度までは1, それ以降は0.75)

個人住民税の所得割分については道府県および市町村民税とも所得税とほぼ同様のルーチンで決定される⁹⁾。これに均等割分を加えたものが、個人住民税となる(TLOH)。

$$(27) \quad TLOH = TL_i^j * YHLT_i^j + (1-R1)*(RTYINT1*(1-RSYINT) \\ + RTYINT2*RSYINT)*(1-RMARU)*INTHR_i^j$$

TL_i^j : 第*t*期の第*j*所得階層に適用される実効税率(住民税)

$YHLT_i^j$: 第*t*期の第*j*所得階層の課税所得金額(住民税)

(4) その他税等の取り扱い

『家計調査』における非消費支出は、勤労所得税、他の税および他の非消費支出からなる。他の税には固定資産税、住民税、相続税、自動車重量税および収入印紙税等が含まれる。マクロモデルでは固定資産税、住民税、自動車重量税および収入印紙税が内生化されており、税制改革における直接税減税および既存間接税の統廃合の家計に与える影響を包括的に考慮することにした。

住民税を除く「他の税」はマクロモデルで決まる固定資産税、自動車重量税、収入印紙税および外生変数である相続税の和で『家計調査』ベースの住民税を除く「他の税」(TOH)に変換した。

$$(28) \quad TOH_i^j = TOH_{86}^j * TOHM_i / TOHM_{86}$$

TOH_i^j : 第*t*期の第*j*所得階層の住民税を除く「他の税」

TOH_{jt}^* : 基準年次の第 j 所得階層の住民税を除く「他の税」

$TOHM_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の住民税を除く「他の税」に対応する税額

$TOHM_{86}$: 基準年次の住民税を除く「他の税」に対応する税額

他の非消費支出は主として借入れ金利子からなるので、マクロモデルの消費者負債利子 ($YINTCD$) を『家計調査』ベースに変換して内生化した。

$$(29) \quad INTOH_t^j = INTOH_{86}^j * YINTCD_t / YINTCD_{86}$$

$INTOH_t^j$: 第 t 期の第 j 所得階層の他の非消費支出

$INTOH_{86}^j$: 基準年次の第 j 所得階層の他の非消費支出

$YINTCD_t$: マクロモデルで決まる第 t 期の消費者負債利子

$YINTCD_{86}$: 基準年次の消費者負債利子

3.2 消費税および既存間接税負担の計算

(1) 消費支出 (『家計調査』ベース) の内生化

各所得階層別の可処分所得 (YHD^j) に対する消費費目構成比は基準年の値で一定と仮定し、マクロモデルの民間最終消費支出を『家計調査』ベースの消費支出に変換した。

$$(30) \quad CHN_{jt}^i = CHN_{86}^j * YHD_t^j / YHD_{86}^j$$

CHN_{jt}^i : 第 t 期の第 j 所得階層の第 i 財消費額

CHN_{86}^j : 基準年次の第 j 所得階層の第 i 財消費額

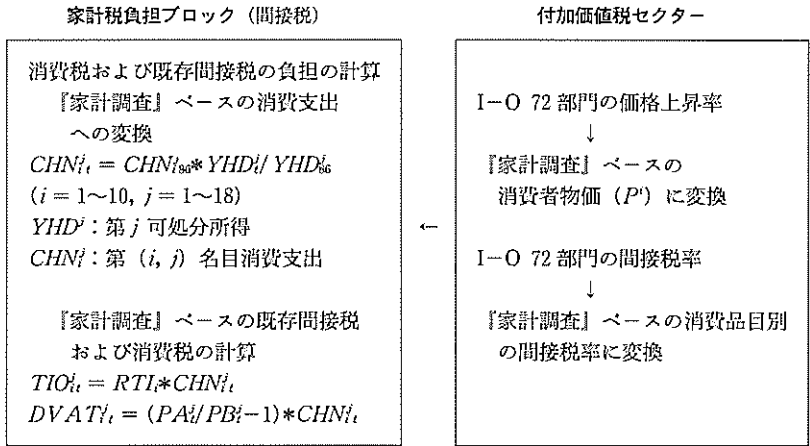
YHD_t^j : 第 t 期の第 j 所得階層の可処分所得 ((31)式で定義)

YHD_{86}^j : 基準年次の第 j 所得階層の可処分所得

$$(31) \quad YHD_t^j = YH_t^j + INTHR_t^j + DIVHR_t^j + SB_t^j - TLH_t^j - TLOH_t^j \\ - TOH_t^j - SC_t^j - INTOH_t^j$$

(2) 税負担の計算

まず消費支出については消費税導入と既存間接税の統廃合によって、『家計調査』の消費支出の10大項目とその中の小項目に対する各階層の支出値が異なってくる。ここでは消費税導入と既存間接税の統廃合によって引き起こされる財・サービスの価格の変化分だけ消費額が変化すると考える。



第2図 付加価値税セクターと家計税負担ブロックの関係

消費に含まれる既存間接税の税額の推定においては、産業連関表の産業別の間接税率を用いて『家計調査』の消費項目に対応する間接税率 (RTI^i) を求めた。

$$(32) \quad TIO^i_t = RTI^i * CHN^i_t$$

TIO^i_t : 第 j 所得階層の第 i 財消費額に含まれる既存間接税額

RTI^i : 基準年次の第 i 消費財に含まれる 1 円当りの既存間接税

既存間接税の統廃合および消費税の導入によりそれぞれの消費支出項目の価格は変化するが、それは付加価値税セクターから計算される消費税導入前と消費税導入後の価格の変化を用いた、既存間接税統廃合および消費税導入による間接税負担増分 ($DVAT$) は以下のように示される。

$$(33) \quad DVAT^i_t = (PA^i_t / PB^i_t - 1) * CHN^i_t$$

PA^i_t : 消費税導入後の第 i 財消費者物価 (税込み価格)

PB^i_t : 消費税導入前の第 i 財消費者物価 (税抜き価格)

各消費財に含まれる既存間接税額に消費税の負担額を加えたものが、間接税の総負担額 (TIH^i) となる。

$$(34) \quad TIH^i_t = \sum_i (TIO^i_t + DVAT^i_t)$$

TIH^i_t : 第 t 期の第 j 所得階層の間接税総負担額

3.3 租税負担率とジニ係数の計算 税制改革が経済主体、特に家計に与える影響を検討するために、『家計調査』の勤労者世帯の18区分の所得階層別データを用いて税制改革前と後の税負担および所得分配の変化をみることにする。税負担については、各所得階層別租税負担率を計算してその変化を、所得分配に与える影響についてはジニ係数を求めてその推移をみた。

(1) 租税負担率の計算

3.1, 3.2で求められた所得税, 個人住民税, その他の税, 間接税(消費税を含む)および税総計の各シリーズを勤め先収入で除して税目ごとの租税負担率, 総租税負担率を計算する。

$$\text{税目別租税負担率} = TA_{it}^j / YH_t^j$$

$$\text{総租税負担率} = \sum_i TF_{it}^j / YH_t^j$$

i : 所得税, 個人住民税, その他の税, および, 間接税

TA_{it}^j : 税制改革後の第 j 所得階層の第 i 税目税負担額

YH_t^j : 税制改革後の第 j 所得階層の第 t 期勤め先収入

(2) ジニ係数の計算

税制度の変化は所得分配に影響を与える。それを測る尺度として様々なものが提案されているが、ジニ係数を用いるのが最も一般的である(石(1979)を参照)。その算出法は次の通りである(係数自体の意味については豊田(1987)を参照)。

$$G = \left(\frac{1}{2} - \sum n_i \frac{Y_i + Y_{i-1}}{2} \right) \div \frac{1}{2} = 1 - \sum n_i (Y_i + Y_{i-1})$$

G : ジニ係数 n_i : 第 i 世帯の構成比

Y_i : 第 i 階層までの累積所得構成比

われわれはまず所得分配の状態を比較する基準となるジニ係数を計算する。この場合、計算に用いられる所得は税引き前の所得である経常および他の経常収入である。さらに所得税, 住民税, 間接税を考慮にいたした場合, 各税目を経常および他の経常収入から差し引いて, それぞれの税に対応する税引き後の所得で計算したジニ係数をみる。税目別のジニ係数を比較することにより, 各税が所得分配に与える性格を明らかにできる。

4 シミュレーションの方法

われわれはすでに KU-FIT モデルの概要および特徴を述べた。以下の節では、実際にモデルを用いて税制改革の評価を行う。まず、1986~92年度の日本経済の成長経路（基準解）を求める。次に、自民党税調案をシミュレーションを通じて評価する。本節では、基準解を導出するための主要な外生変数およびパラメタの想定とシミュレーションの方法について述べる。

4.1 外生変数およびパラメタの想定と基準解

(1) 外生変数の想定

税制改革のシナリオを評価する前に基準解について簡単に説明しておこう。基準解の前提となる外生変数の89-92年の伸び率の想定は以下のようである。

財政変数

- 1) 社会保障関係費 (SSGB) は、4% で成長
- 2) 文教および科学振興費 (EIGB) は、4.5% で成長
- 3) 恩給関係費 (PENGB) の伸び率はゼロ
- 4) 防衛関係費 (NDGB) は、6% で成長
- 5) 公共事業関係費 (PCGGB) は、5% で成長
- 6) 食糧関係費 (CROPGB) は、米価の低迷を反映して、伸び率はゼロ

マクロ変数

- 1) 世界貿易 (WT) は、7% の高めの成長を想定
- 2) 為替レート (RATE) は、年率2% の増価
- 3) 世界輸入価格 (PW) は、3% で成長
- 4) 原油価格 (POIL) は、2% の成長
- 5) 原油以外の価格 (PIMO) は、4% で成長
- 6) 65歳以上人口 (POP65) は、高齢化を反映し、3.8% で成長
- 7) 世帯数 (NOF) は、1.4% で成長

(2) パラメタの想定

次に、制度的な変更をパラメタを通じて表現しなければならない。周知のごとく、マル優制度が1988年度から原則的に廃止された。この制度的な変

化を基準解を導出する際に考慮しなければならない。それを表現するために前掲(2)式の1988年度以降のパラメタを以下のように設定した。まずマル優廃止により原則としてこれまで把握されていなかった郵貯の利子を含むすべての利子所得が国税庁に把握されるため、SNA家計利子受取と国税庁利子所得が1対1に対応するので、 $RYINTH$ を1にした。マル優制度は老人、母子家庭、身体障害者等についてはこれまで通り認められるので、利子所得の課税比率である $(1-RMARU)$ は1より若干小さい値を想定した⁷⁾。次にマル優の分離課税分については廃止後、源泉分離分の一般分と選択分の区別がなくなり、すべて一律の分離課税(20%)になるので、税率を表わす $RTYINT1$ と $RTYINT2$ が同率の20%($RTYINT$)にスイッチする。同様に、源泉分離分の一般分と選択分の選択比率を表わしていた $RSYINT$ をここでは1とした。したがって、分離課税分については(2)式は(2)'式のようになる。また総合課税分については、マル優廃止は利子所得をすべて分離課税にするため、利子所得のうち総合課税分を表わしていた比率の $RTSYINT$ は0となり、所得税の総合課税所得は(4)式から(4)'式になる。同様に住民税の課税所得は(12)式から(12)'式になる。

$$(2)' \quad THSINT = RTYINT * (1 - RMARU) * YINTHR$$

$$(4)' \quad YHTGB = YW + YINDA + YINDO \\ + RPYDIV * (1 - RSYDIV) * RYDIVH * YDIVHR \\ + YRENTHR - DEHGB$$

$$(12)' \quad YHTLB = YW + YINDA + YINDO \\ + RPYDIV * (1 - RSYDIV) * RYDIVH * YDIVHR \\ + YRENTHR - DEHLB$$

マル優廃止によって得られた税収のうち75%は所得税として国に、25%は住民税として地方に配分されると想定している。

マクロモデルにおけるマル優制度の取り扱いと整合的になるように、家計税負担ブロックでもマル優関連パラメタを調整した。なお利子所得と配当所得にかかる分離課税分はマクロモデルの分離課税を定義した際のパラメタを用いて表現すると前掲(26)式のようになる。ただし、利子所得の分離課税分については、マル優廃止までは全額所得税収となるが、それ以降は家計税負担ブロックでもマクロモデルと同様の調整を施して、税目別の α 係数を算

第2表 基準解

(10億円)

		1989年	1990年	1991年	1992年	92/89
中央財政						
所得税	<i>THGB</i>	19151.1	20972.4	23513.6	27055.3	12.21
平均税率 (%)	<i>RTHGB</i>	15.22	15.40	15.68	16.09	1.87
限界税率 (%)	<i>MRTHGB</i>	17.89	18.24	18.81	19.62	3.12
法人税	<i>TFGB</i>	14842.7	16560.5	18912.5	21473.3	13.10
間接税	<i>TIGB</i>	8384.0	8806.5	9256.2	9748.2	5.15
国債発行額	<i>BONDGB</i>	9535.1	9992.8	10127.1	10465.9	3.15
地方財政						
個人住民税	<i>THLB</i>	7977.4	8588.2	9534.7	11023.7	11.38
平均税率 (%)	<i>HTHLB</i>	6.49	6.64	6.92	7.37	4.33
限界税率 (%)	<i>MRTHLB</i>	11.16	11.47	12.03	12.92	5.00
地方債発行額	<i>BONDLB</i>	7383.6	9291.9	10615.9	11050.5	14.39
一般政府						
直接税	<i>TD</i>	47737.9	52508.7	59141.3	67589.5	12.29
間接税	<i>TI</i>	28903.3	30362.4	32034.6	33930.7	5.49
マクロ経済指標						
家計最終消費支出	<i>CPH</i>	178148.7	183180.2	187500.8	191105.0	2.37
民間企業設備投資	<i>IF</i>	71428.5	77359.6	83078.6	88507.8	7.41
民間住宅投資	<i>IH</i>	19145.6	20127.5	20890.4	21488.7	3.92
政府消費	<i>CG</i>	31352.5	31991.2	32187.1	31923.1	0.60
政府投資	<i>IG</i>	25947.0	27339.6	28353.3	28935.9	3.70
実質 GNP	<i>Y</i>	330064.3	345523.3	359967.8	372955.6	4.16
名目 GNP	<i>YN</i>	377962.4	400934.1	428863.6	462297.0	6.94
消費デフレーター	<i>PCPH</i>	117.99	120.55	124.66	130.59	3.44
雇用 (万人)	<i>NW</i>	4570.5	4650.1	4730.7	4807.5	1.70
賃金 (10万円)	<i>WAGE</i>	37.45	38.57	40.42	43.13	4.82

注) 消費デフレーターは1980 = 100, 92/89は各変数の年成長率 (%)を示す。

出した。

(3) 基準解

以上の設定をもとに1989年から1992年までの標準的な日本経済の経路を示したものが第2表である。この経路は1988年度までの税制(旧税制)⁸⁾を前提としたケースである。マクロ経済指標をみていくと、この間家計最終消費支出は2.4%、民間企業設備投資は7.4%、実質GNPは4.2%で伸びると想定できる。一方、消費デフレーターでみたインフレ率は3.4%、賃金は4.8%程度で上昇する。税制度が不変であるため、インフレの高進は平均税率を引き上げ、15.2%から16.1%まで上昇する。所得税はこの間12.2%、法人税は13.1%程度で伸びる。

第3a表 1989年度税制改革案(国税分)

	金額(億円)	内 容	モデル上の取り扱い
直 接 税			
所得税	13190	税率構造	<i>RTHGB1</i> (税率関数の定数項修正)
	9360	人的控除	<i>ADEHGB</i> (課税最低限の引き上げ)
相続税・贈与税	6970	課税最低限, 税率の変更	<i>THHGB</i> (定数項修正)
法人税	12980	税率一本化	<i>RTFW, RTFD</i> (基本・配当軽減税率の段階的一本化)
既存間接税			
酒 税		従量税化	定数項修正
たばこ税		従量税化	〃
砂糖消費税		廃止	〃
石油税		従量税化	〃
物品税		廃止	廃 止
トランプ類税		廃止	定数項修正
取引所税		税率引き下げ	〃
有価証券取引税		税率引き下げ	〃
通行税		廃 止	〃
入場税		廃 止	〃
印紙税		課税対象の縮小	〃
合 計	23300		

注) 実施時期は1989年度

第3b表 1989年度税制改革案(地方税分)

	金額(億円)	内 容	モデル上の取り扱い
直 接 税			
個人住民税	4043	税率構造	<i>RTHLB1</i> (税率関数の定数項修正)
	4776	人的控除	<i>ADEHLB</i> (課税最低限引き上げ)
法人住民税	2824	法人税と連動	
既存間接税			
たばこ消費税	483	従量税化	<i>RTTOB1, RTTOB2</i> (従価税率廃止, 従量税へ一本化)
娯楽施設利用税	586	整 理	定数項修正
料理飲食等消費税	4834	改 称	〃
		税率引き下げ	
電気税	4530	廃 止	廃 止
ガス税	93	〃	〃
木材引取税	14	〃	〃
不動産取得税	454	控除額引き上げ	定数項修正
合 計	10994		

4.2 税制改革シミュレーションの方法 自民党税調案のシミュレーションを行うために、第3表および第4表の想定のもとでマクロモデルの外生変数の変更および内生変数の定数項修正を行った。これらの所得税、個人住民税、法人税および法人住民税等減税、既存間接税の統廃合に加えて、1989年度から同時に消費税が導入されるものとしてシミュレーションを行った。産業連関表は1980年統合72部門表の非競争輸入型、購入者価格表を用い、免税産業は消費税法案の非課税産業に対応するように金融・保険業に絞っている。税率は自動車産業の6%を除いてすべて3%としており、税額計算時には、物品税、電気税、ガス税等の既存間接税の統廃合も考慮している。

5 税制改革の影響

税制改革案のシミュレーションを実施した場合のマクロ的な影響と家計に対するミクロ的影響をみた結果が、第5表、第6表（表中の数字は基準解とシミュレーションの乖離である）および第3図～第6図（図中の数字はいずれも1989年度のもの）に示されている。これらを参考に税制改革の影響をみることにする。

（1）税制改革案のマクロ的影響

自民党税調案に示される税制改革を実施した場合のマクロ的な影響が第5表に示されている。以下、その要点を列挙してみる。

- 1) 所得税は初年度（1989年度）2兆7600億円、最終年度（1992年度）3兆2500億円程度の減税となる。平均税率は1.7～1.6%ポイント程度基準解に比べて低下することになる。
- 2) 法人税は税率引き下げの実施時期のずれにより、初年度では3800億円程度の減税となるが、税率の段階的一本化が実現する年度にはほぼ1兆1000億円程度の減税となる。
- 3) 間接税（国税）は初年度、既存分が2兆3000億円強の減収となるが、消費税総税収の5分の4である6兆4000億円の増収となり差引4兆円1000億円程度の増収となる。最終年度は5兆円程度の増収が見込まれる。

第4a表 所得税税率表

(%)

旧 税 制		改 正 案	
適用課税所得範囲	税 率	適用課税所得範囲	税 率
150万円以下の金額	10.5		
200 〃	12		
300 〃	16	300万円以下の金額	10
500 〃	20		
600 〃	25	600 〃	20
800 〃	30		
1,000 〃	35	1,000 〃	30
1,200 〃	40		
1,500 〃	45		
		2,000 〃	40
3,000 〃	50	2,000万円超の金額	50
5,000 〃	55		
5,000万円超の金額	60		

第4b表 個人住民税所得割税率表

(%)

旧 税 制		改 正 案	
適用課税所得範囲	税 率	適用課税所得範囲	税 率
道府県民税			
130万円以下の金額	2		
260(300) 〃	3		
260(300)万円超の金額	4		
		500万円以下の金額	2
		500万円超の金額	4
市町村民税			
60万円以下の金額	3		
130 〃	5	120万円以下の金額	3
260(300) 〃	7		
460(450) 〃	8		
		500万円以下の金額	8
		500万円超の金額	11
950(900) 〃	10		
1900(2000)	11		
1900(2000)万円超の金額	12		

括弧内は1989年度適用分

第5表 税制改革案

(10億円)

		1989年	90年	91年	92年
中央財政					
所得税	<i>THGB</i>	-2759.8	-2899.1	-2986.7	-3252.3
平均税率 (%)	<i>RTHGB</i>	-1.69	-1.66	-1.64	-1.63
限界税率 (%)	<i>MRTHGB</i>	-2.00	-1.96	-1.92	-1.90
法人税	<i>TFGB</i>	-381.6	-1158.3	-1116.7	-924.7
間接税	<i>TIGB</i>	4171.2	4328.4	4642.7	5046.2
国債発行額	<i>BONDGB</i>	153.0	748.3	552.5	320.9
地方財政					
個人住民税	<i>THLB</i>	-301.1	-1400.7	-1404.5	-1457.1
平均税率 (%)	<i>RTHLB</i>	-0.38	-0.83	-0.79	-0.76
限界税率 (%)	<i>MRTHLB</i>	-0.38	-1.28	-1.21	-1.15
地方交付税	<i>LTXLB</i>	543.9	309.2	394.3	497.7
地方譲与税	<i>LCTLB</i>	1569.7	1626.5	1725.4	1852.9
地方債発行額	<i>BONDLB</i>	-1308.8	1293.8	701.4	668.9
一般政府					
直接税	<i>TD</i>	-3498.5	-5711.2	-5735.1	-5808.1
間接税 (既存分)	<i>TI</i>	-2865.4	-3202.0	-3330.1	-3515.8
消費税	<i>VATGB</i>	8024.8	8312.7	8817.5	9468.6
マクロ経済指標					
家計最終消費支出	<i>CPH</i>	-850.9	-703.8	-677.5	-614.1
(乖離率)		-0.48	-0.38	-0.36	-0.32
民間企業設備投資	<i>IF</i>	390.6	660.2	925.8	1050.2
(乖離率)		0.55	0.85	1.11	1.19
民間住宅投資	<i>IH</i>	49.8	116.3	103.5	55.5
(乖離率)		0.26	0.58	0.50	0.26
実質 GNP	<i>Y</i>	-902.9	-1387.3	-1421.7	-1535.2
(乖離率)		-0.27	-0.40	-0.39	-0.41
名目 GNP	<i>YN</i>	6393.8	6277.3	8233.9	9080.8
(乖離率)		1.69	1.57	1.92	1.96
消費デフレーター	<i>PCPH</i>	2.15	2.58	3.01	3.29
(乖離率)		1.82	2.14	2.42	2.52
消費デフレーター上昇率		1.80	0.29	0.34	0.12
雇用 (万人)	<i>NW</i>	-1.49	-3.80	-5.86	-7.66
賃金 (10万円)	<i>WAGE</i>	-0.03	0.15	0.33	0.40
(乖離率)		-0.07	0.40	0.81	0.93

注) 数字は基準解からの乖離幅を示す。マクロ経済指標欄の下段は基準解からの乖離率を示す。

- 4) 所得税と法人税で3兆1000億の減税、消費税を含む間接税が4兆2000億弱の増税でネットで1兆1000億円程度の増収となるが、相続税等の7000億円程度の減税、さらに消費税が交付税・譲与税として地方へまわされるため、全体として国債発行は初年度で1500億円程度、最終年度で3200億円の増加となる。
- 5) 地方財政についてみれば、個人住民税は初年度こそ3000億円と減税幅が小さいが、最終年度には1兆5000億円弱の減税となる。
- 6) 地方交付税は国税3税の32%と消費税総税収の5分の4の24%、およびたばこ税の25%が充てられるが、所得税および法人税の減収幅が大きいため、増収は3000~5000億円程度にとどまる。地方譲与税は消費税総税収の5分の1が充てられるので、1兆6000億円~1兆8000億円程度の増収となる。
- 7) 個人住民税および法人住民税の減収が地方交付税・譲与税の増収を上回るため、地方債発行額は初年度こそ減るものの、次年度1兆3000億円程度の増加となっている。
- 8) マクロ経済指標についてみれば、消費税導入による物価上昇のデフレ効果のため実質消費は初年度8500億円程度（基準解の0.5%）の低下となるが、次年度以降その減少幅は低下していく。実質民間企業設備投資は、法人税減税の影響により初年度3900億円、最終年度1兆500億円程度増加する。
- 9) その結果、実質GNPは初年度9000億円（基準解の0.3%）低下し、最終年度では1兆5000億円程度（基準解の0.4%）の低下となる。ただし名目GNPは物価上昇により初年度で6兆4000億円程度、最終年度で9兆円程度増加する。
- 10) 物価上昇率（消費デフレーター）は、初年度で対前年比1.8%の上昇となるが、それは一回限りで、次年度以降はほぼ0%に収束する。

（2）税制改革案のミクロ的影響

自民党税調案に示される税制改革を実施した場合の家計に与える影響が第6表および、第3図~第6図に示されている。第6表は、所得税・住民税・間接税および消費税を課税した段階での所得分配の不平等度をジニ係数で表

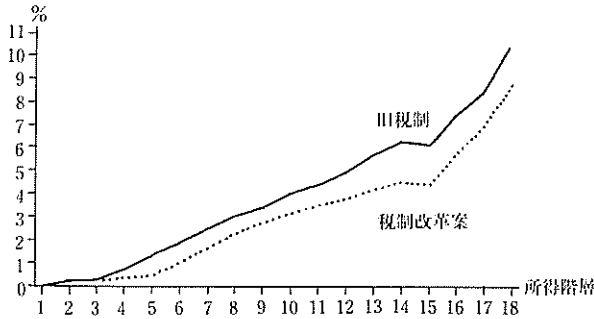
第6表 ジニ係数の変動

	旧 税 制		税制改革案	
	1989	1992	1989	1992
課税前	0.19757	0.19822	0.19971	0.19545
所得税課税後	0.18306 (7.34)	0.18126 (8.56)	0.18733 (6.20)	0.18033 (7.74)
住民税課税後	0.18789 (4.90)	0.18787 (5.22)	0.19098 (4.37)	0.18567 (5.00)
間接税(既存分) 課税後	0.19921 (-0.83)	0.19994 (-0.87)	0.20120 (-0.75)	0.19690 (-0.74)
消費税課税後	—	—	0.20048 (-0.39)	0.19620 (-0.38)
所得税・住民税・間接税課税後	0.17242 (12.73)	0.16940 (14.54)	0.17944 (10.15)	0.17081 (12.61)

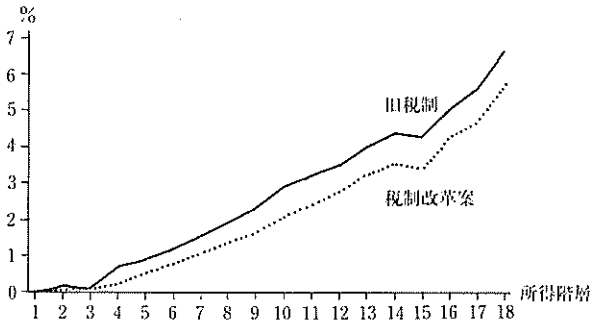
注) 括弧内の数字は平準化係数で単位は%。

わたしたちのものである。第3図から第6図では、各所得階層ごとの租税負担率が税別に示されている。以下、その要点を列挙してみる。

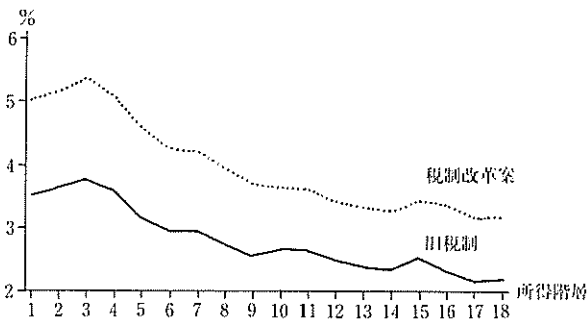
- 1) 税制改革案はほぼすべての所得階層において所得税および住民税の減税をもたらす(第3図、第4図参照)。旧税制および税制改革案ともジニ係数でみた場合、所得税と住民税を比べると所得再分配効果の低いのは住民税の方である。また間接税引後の所得でみたジニ係数は課税前所得のジニ係数よりも高く、所得分配を悪化させることがわかる。
- 2) ジニ係数のレベルは、税制改革案のケースの方が旧税制より高くなっているが、それは税引き前の所得でみた所得分配の構造が両税制で異なっているからであり⁹⁾、両税制を比較するためには課税前のジニ係数で基準化しなければならない。そのためにわれわれは平準化係数で比較をする¹⁰⁾。平準化係数が高い値をとるほど所得分配の平等度が改善されるわけであるが、税制改革を実行した場合、所得税・住民税課税後の平準化係数はむしろ低くなり、税制改革案は所得分配を悪化させるものといえる。一方、間接税課税後は税制改革案の方が平準化係数が高まり、間接税のみでみれば所得分配の不平等度は弱まっているといえる。しかし全体として今回の税制改革を旧税制と比較すると所得分配の不平等度は強まる。ただし、この主たる原因は税制改革案における所得税・住民税減税自体が不平等度をかなりの程度悪化させることによる。



第3図 旧税制と税制改革案の比較：階層別所得税負担率

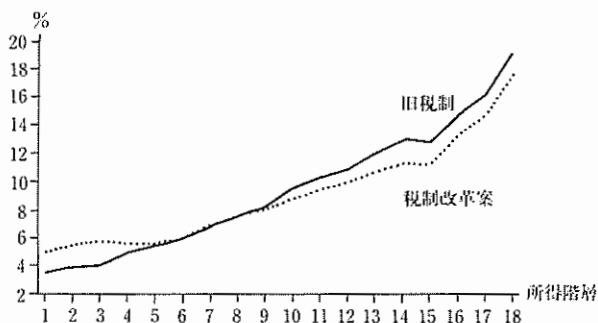


第4図 旧税制と税制改革案の比較：階層別住民税負担率



第5図 旧税制と税制改革案の比較：階層別間接税負担率

3) 消費税を導入した場合、消費税のみをみれば逆進性をもっている（平準化係数で -0.39 ）。しかし、第5図からもわかるように、旧税制における既存間接税においても相当程度の逆進性が存在している（平準化係数で -0.83 ）。不平等の程度はジニ係数でみる限り、むしろ既存間接税



第6図 旧税制と税制改革案の比較：階層別所得税・住民税・間接税負担率の方が逆進性の度合いが強い。

- 4) 税制改革案を実施すると、旧税制に比して所得第8階層¹¹⁾(約400万円)以上では租税負担率が低下することが第6図からわかる。

6 ま と め

本研究においてわれわれは、税制改革が家計の所得分配に与える影響をマクロ経済モデルと連結した家計税負担ブロックによって明らかにした。そこで得られた結論は、次のようにまとめられる。

- 1) 税制改革案は、旧税制に比べて所得税および住民税課税後の所得分配を悪化させる。
- 2) 消費税導入によって、所得分配は確かに悪化する。しかし、旧税制における既存間接税がもつ逆進性の方がむしろ消費税のもつ逆進性よりも強い。
- 3) 全体としてみれば、税制改革案は旧税制に比べて所得分配を悪化させる。ただし、この結果は既存間接税の統廃合、消費税の導入によるのではなく、所得税・住民税の税率表の変更を伴った減税による点が大である。

税制改革はそれが特に今回のように広範囲にわたる場合、経済全体に多大なる影響を及ぼし、税制以外の賃金や物価をはじめとする経済的な要因から所得分配を変化させる。その意味でミクロレベルで所得分配をみる場合にも、マクロ計量モデルを用いるのは不可欠となる。

消費税導入時の議論にみられるように、消費税導入が所得分配に与える影

響のみが強調されたが、本研究で示したように所得税・住民税減税がその結論を左右する。したがって、税制を評価する場合には、個々の税が所得分配や経済に対しどのような影響を及ぼし、全体として所得分配や経済状態が期待される効果を発揮するかどうかは、今後とも実証的な経済分析の積み重ねにより明らかにされねばならない。

- 1) 利子一般分とは、『国税庁統計年報書』の源泉所得税項目の利子所得の一般分のうち、小額預金等の非課税部分とその他の非課税分を除いた課税される部分のことである。したがって、いわゆる申告不要分や総合課税にまわる部分を指す。
- 2) 国税庁家計利子受取とは、国税庁把握の利子所得より法人関係の利子所得を控除したものである。さらに国税庁家計利子受取には、郵貯に関する利子所得は含まれていない。
- 3) 実際には、消費税では税額控除法によって納税額を算定することになっているが、税額徴収のためにインボイスを用いないことや、免税業者の取り扱いをみていると、消費税を売上高控除法の付加価値税とみてよい。
- 4) (18)式の導出過程については玉岡・藤川(1987)を参照。産業関連表を用いて付加価値税の産業別の価格に与える影響を分析した先駆的業績としては、アーン(1968)があり、邦語文献では金子(1981)がある。
- 5) 税額控除には主として住宅取得控除と少額配当控除があるが、ここでは少額配当控除のみを所得階層別の配当収入から計算した。
- 6) 個人住民税の課税所得は、基礎控除等の諸控除の額を除き、所得税の課税所得の算定法に準ずる。
- 7) マル優制度を利用できる比率は『貯蓄動向調査報告』の第7表「世帯主の年齢階級別貯蓄および負債の1世帯あたりの現在高」の勤労者世帯の65歳以上の世帯構成比で代替した。
- 8) 以下、旧税制とは1988年度までの税制を指す。
- 9) 税引き前の所得であっても、旧税制と新税制のもとでは賃金をはじめとして所得の構成要素の水準が異なっている。
- 10) 平準化係数とは、課税前のジニ係数を G_b 、課税後のジニ係数を G_a とすると、 $(G_b - G_a) / G_b$ で表わされ、所得分配の相対的な改善度を意味する。この数値がプラスの値をとれば再分配の度合いが課税前より高まる。マイナスの値をとる場合は、課税後に所得分配の不平等度が増すことを意味する。
- 11) 所得階層は次の表を参照のこと。

所得階層 (年間収入)					
第1階層	100万円未満	第7階層	400万円未満	第13階層	700万円未満
第2階層	150万円未満	第8階層	450万円未満	第14階層	750万円未満
第3階層	200万円未満	第9階層	500万円未満	第15階層	800万円未満
第4階層	250万円未満	第10階層	550万円未満	第16階層	900万円未満
第5階層	300万円未満	第11階層	600万円未満	第17階層	1,000万円未満
第6階層	350万円未満	第12階層	650万円未満	第18階層	1,000万円以上

参 考 文 献

Aaron, H. J. (1968), "The Differential Price Effects of a Value Added Tax," *National Tax Journal* 21.

本間正明・齊藤慎・跡田直澄・橋本恭之 (1988), 『'88 税制改革のシミュレーション分析』政策構想フォーラム。

本間正明・跡田直澄編 (1989), 『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。

稲田義久・藤川清史・玉岡雅之 (1988), 「中期財政モデルによる税制改革の分析—産業連関表を運動させたマクロ計量モデルによる分析—」神戸学院大学 Working Paper Series (B) No. 1.

石弘光 (1979), 『租税政策の効果—数量的接近—』東洋経済新報社。

金子敬生 (1981), 「一般消費税と商品価格の変動—WERP・I/O モデルによる計量分析」『経済研究』第32巻, 第2号, 120-127.

森口親司他 (1980), 『日本経済と財政の計量分析—中期財政モデルの開発と応用—』関西経済研究センター。

森口親司他 (1986), 『税制改革のマクロ経済分析—税財政モデルの開発と応用—』関西経済研究センター。

大竹文雄・福重元嗣 (1987), 「税制改革案の所得再分配効果」『大阪大学経済学』第37巻, 第3号, 23-31.

静岡大学 (1988), 『シミュレーション税制改革』青木書店。

玉岡雅之・藤川清史 (1987), 「付加価値税導入の経済効果—アカウン方式とイ・ボイス方式の相違を考慮に入れて—」神戸大学経済学部 Discussion Paper No. 8706.

豊田敬 (1987), 「税の累進度と所得再分配係数」『経済研究』第38巻, 第2号, 166-170.

(藤川清史・稲田義久・玉岡雅之)